

コスモス 三島
指定訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社コスモスケアサービスが行う指定訪問介護事業（以下、「事業」とする。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員等」とする。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護（以下、「訪問介護」とする。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、そのお客様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 コスモス三島
- (2) 所在地 静岡県三島市萩259番地5

(訪問介護員等の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（管理者常勤兼務）
管理者は、事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 2名以上
訪問介護員等は、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日とする。
ただし、12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問介護の内容及び利用料)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された場合の額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

お客様の容態の急変など、緊急時の場合ややむを得ない事情がある場合を除いて、事前連絡のないキャンセルについては、キャンセル料（介護報酬から保険給付分を控除した金額）

をお客様に請求する。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は訪問介護を実施中に、お客様の病状の急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに救急車・主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、三島市・裾野市・長泉町・清水町とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を置いて、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、訪問入浴介護従業者等の質的向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 訪問介護員等は、業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を保持する。
- 3 訪問介護員等なくなった場合においても、訪問介護員等であった者は、就業規則等により、業務上知り得たお客様又は家族の秘密を保持する。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社コスモスケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日に改定する。

この規程は、令和元年10月1日に改定する。

この規程は、令和5年6月1日に改定する。